

## 定義「手腕や名声のあるアマチュアゴルファー」のガイドライン

手腕や名声のあるアマチュアはその氏名・肖像をいかなる宣伝・広告に利用したり、利用させたりしてはなりません(規則 6-1)。この規則に基づき、手腕や名声のあるアマチュアは報酬を受けたかどうかに関らず、宣伝・広告に氏名、肖像を利用することはできません。

「手腕や名声のあるアマチュアゴルファー」については下記の通り定義されています。

アマチュアゴルファーが「ゴルフの手腕や名声」を有しているかどうかの判断は、統轄団体の決定事項である。

一般的に次の場合にのみアマチュアゴルファーはゴルフの手腕を有していると一応考えられる。

- (a) アマチュアゴルファーが国、地区レベルの競技に優勝するか、あるいは国や地区、都道府県のゴルフ協会や連盟の代表に選ばれた場合。
- (b) エリートレベルで競技をした場合。

ゴルフの名声はゴルフの手腕を通じてのみ得られるものであり、そのような名声は、プレーヤーのゴルフの手腕が統轄団体によって決められた基準に該当して以後 5 年間は継続するものとみなされる。

今回、JGA ではこの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーの従来のガイドラインを修正し、上記定義に基づいて判断することを原則とし、下記のガイドラインとすることを決定いたしました。このことにより、プレーヤー自身が手腕や名声のあるアマチュアなのかどうかについて規則の定義を参照することによって確認することが容易となるでしょう。以下は定義の解釈のガイドラインの一例です(これらに限られない)。

### (a)に該当するプレーヤー：

日本選手権の優勝者、日本パブリックアマ、全国高校選手権、地区アマ選手権の優勝者、都道府県アマ選手権の優勝者、JGA ナショナルチームのメンバー、国民体育大会の代表選手

※日本選手権、地区アマ選手権、都道府県アマ選手権には中学生、高校生、大学生、シニア(ミッド、グランド含む)の選手権も含まれますが、小学生に限定された競技は含まれません。

### (b)に該当するプレーヤー：

日本オープンや、ツアー競技でプレーした経歴のあるプレーヤー

※ 新しい解釈は遡及的に効力が発生するものとします。

以上